

平成 26 年 10 月 3 日



## 小規模企業振興基本計画が閣議決定されました

小規模企業振興基本計画は、小規模企業振興基本法に基づき政府が策定するものです。

小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本日、閣議決定されました。

第 186 回通常国会において成立した小規模企業振興基本法に基づき、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、一貫かつ継続した方針の下、必要な施策を重点的かつ効果的に実行することを担保するため、小規模企業振興基本計画を定めます。

小規模企業振興基本計画では、需要を見据えた経営の促進 新陳代謝の促進  
地域経済に資する事業活動の推進 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備の  
4 つの目標を設定し、目標の実現に向け、10 の重点施策を実施していきます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁経営支援部小規模企業振興課長 桜町

担当者：羽原、渡部、見附

電話：03-3501-1511(内線 5382)

03-3501-2036(直通)